【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百四十三条　削除

（改正前）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ニ掲グルモノ」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ賃借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「ニ掲ゲテ」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及第四号ヲ除ク）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】

（改正後）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ニ掲グルモノ」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ賃借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、「又ハ電子公告ニ依リ」とあるのは「ニ掲ゲテ」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及第四号ヲ除ク）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ニ掲グルモノ」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ賃借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及第四号ヲ除ク）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ニ掲グルモノ」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、「述ブベキ旨及最終ノ賃借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ブベキ旨」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及第四号ヲ除ク）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ノ書類」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二第一項及び第三項（第三号及び第四号を除く。）、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ノ書類」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第三項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、「第一項ニ掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「第一項ニ掲グル書面」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第三項中「第四百八条ノ二第三項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ノ書類」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第二項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第二項」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百四十三条　商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第百二条、第四百八条ノ二、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四条ノ二及び第四百十五条並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八の規定は、第百三十六条第二項各号に掲げる場合における会員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル商法第四百十四条第一項」と、同法第四百八条ノ二第一項中「取締役ハ前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事ハ証券取引法第百三十七条第一項ノ総会ノ会議開催日ノ五日前」と、「左ノ書類」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ内閣府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同項第二号及び同条第二項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十七条第一項」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第百八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手続ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手続ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ内閣府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主タル事務所」と、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」とあるのは「証券取引法第百四十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第二項」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百四十三条　証券取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する証券取引所については変更の登記、合併により消滅する証券取引所については解散の登記、合併により設立された証券取引所については第百三十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百四十三条　証券取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する証券取引所については変更の登記、合併により消滅する証券取引所については解散の登記、合併により設立された証券取引所については第百三十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

（改正前）

（新設）